

論点に対する回答

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	警察庁
論点	<p>1. 行政手続コストの 20%以上削減について [営業の許可・認可]</p> <p>① H30 年度の測定結果について、削減率が▲13.30%と低いが、その要因について主要な手続(*1)毎にご説明いただきたい。 (*1)削減目標に係る行政手続コストが1万時間を超えるものは少なくとも含めてください。なお、要因等が同じである場合には、適宜、まとめていただいても構いません。以下同じ。</p> <p>② その後の取組を踏まえ、最新の達成状況について、主要な手続毎に、可能な限り定量的・具体的にご説明いただきたい。(現時点で、最新の行政手続コストを把握していない場合、電子申請利用率やシステムの改善による手続時間の軽減効果など、行政手続コストの削減を示唆する適当な指標を用いてご説明頂いて構いません)</p> <p>③ 最新の達成状況を踏まえ、2020年3月までに目標達成する道筋、今後の取組について、主要な手続毎に、具体的、定量的にご説明いただきたい。 この場合、進捗の可視化を図るため、月次の進捗目標(*2)を設定して進捗管理を行うことが適切と考えられるが、貴省の考えをお示しくください。(可能な限り、具体的な月次目標についてお示しくください。月次目標設定が困難な場合はその理由をお示しくください) (*2)削減率について月次目標設定が難しい場合、②と同様に、行政手続コストの削減を示唆する適当な指標について月次目標を設定いただいても構いません。</p>

【回 答】

- ① 行政手続コストの削減については、「警察庁行政手続コスト削減計画」に基づき、
- 「古物商等の許可申請書記載事項の変更の届出」について、副本の提出を不要とすることを内容とする古物営業法施行規則の改正（ア）
 - 「経由警察署長の変更の届出」の廃止を内容とする古物営業法施行規則の改正（イ）
 - 風営法上の「軽微な変更の届出」をはじめとした主要手続について郵送による届出等の推進（ウ）

を中心とした各種施策の実施により、目標である20%以上のコスト削減の達成を図ることとしているが、ア及びイの改正規則の施行は改正古物営業法の施行日である令和2年4月1日であり、平成30年度のコスト計測時点（平成30年度末時点）では施行に至っていなかったほか、ウについても、類似手続に係る郵送による届出等の試験実施の結果を踏まえ、都道府県警察との調整を進めるなどする必要があり、調整の完了が令和元年11月であったため、平成30年度のコスト計測時点では目標達成に至っていなかったところである。

上記に加えて、行政コストの削減状況に係るアンケート調査への回答に含まれていた特異事例等の影響や、2年連続で同じ事業者からアンケートを得ることが困難な事情等から、コスト計測結果にばらつきが生じ（、結果的に▲となっ）ていたものと承知している。

- ② コスト計測対象6手続のコスト削減については現在取組を鋭意進めているところであり、警察庁として、各都道府県警察に対し、廃止する「経由警察署長の変更の届出」を除く全対象手続の郵送による届出等の着実な推進等を要請したところ、早急に郵送による届出等が多数県で実施されており、その実施報告を順次受けているところである。

当該報告をみると、廃止する「経由警察署長の変更の届出」を除くほぼ全ての対象手続について、郵送による届出等の行政手続コスト削減の取組の成果が出てきているところである（例えば、主要な手続の中で最も件数が多い「遊技機の軽微な変更の届出」について、郵送による届出がなされたもののコスト削減率は、令和元年12月20日現在で76.2%となっているところである。）。

③ 上記のとおり、郵送による届出等の推進により行政手続コストの20%以上削減の目標は確実に達成できると考えられるところ、今後も、引き続きこの取組の着実な推進を行っていくことが重要であると考えており、加えてア及びイの改正規則が令和2年4月1日に施行されることにより、一層のコスト削減が見込めるところである。